

上田地方における公共図書館史(下)

平野勝重

II. 青年会文庫・図書館(概観)

青年会(団)が経営する文庫・図書館⁽¹⁾は、会員の「修養」を目的とした読書施設であったが、その地域の住民にも利用されていた例もあり、公共図書館的性格を有していた。

上田地方では、明治30年代に神科村、浦里村、塩尻村、中塩田村などに文庫がつくられている。明治32年12月創設の神科村金剛寺区の図書館は、青年会の前身である祭典掛が運営・管理を行ない、その財源は「会員一同が図書館人夫として年間1人ないし2人の寄附人夫の義務づけをし、各人は部落内農家の、桑株直し、草削り、等々の労務に従事してその賃金を拠出」(「神科村誌」)したという。

明治40年代になると、神川村、富士山村、東塩田村、豊里村などにも青年会図書館が誕生している。

大正期になると青年団文庫・図書館は急増するが、これは内務・文部両省が「青年修養の機関」としての文庫活動を積極的に指導したことによるものであった。

文部省普通学務局の大正9年の調査によれば、青年団の設置する文庫・図書館数は長野県下に、377館があった。これは全国第1位の数であり2位の兵庫県224館を大きく引き離している。

上田・小県郡(ちいさがたぐん)地方には、本県の約2割の青年団文庫・図書館があり、活発な図書館活動が行なわれていたことを示している。

上小(上田市・小県郡の略称)図書館協会が設立されたのは、昭和21年7月であったが、この協会が設立直後に行なった調査に、青年団図書館等の実態調査がある。

この調査に報告書を提出したのは21館だけであったが、利用状況には見るべきものがなく、農閑期に図書の貸出しを細々としている程度のもの

であった。

東塩田村鈴子文庫部からは次のような報告が寄せられている。「貸出中、文芸物が最高を示して居ります。これは大衆的読物が多い事によります。研究書物、たとえば農作物の研究、政治問題等の書物は手がつけられぬものが多い。書籍も軍国物の整理により大半は減少して昔の如き面影は全然なくなりました。本を読む人は疎開者が一般に多く、これは比較的ひまの関係と思うが、農村の青年より多読だと考える。女子青年の読むものは主に小説で、学生は試験の間際になると考査に出そうな本を探しにくる。学生は余り来ない」

このような青年会文庫・図書館は、その後設置される公民館図書部(室)に移管され、公民館による経営と変っていく。あるいは自治会(町内会)が管理する図書として集会所・公会堂の1室に置かれたまま、利用は次第にされなくなるなどの変遷をたどることにもなる。

しかし、明治から昭和(戦前)へと続いた青年会文庫・図書館は地域の読書活動に貢献したことは明らかであり、民衆の手による貴重な遺産であると考えられる。

現在の公共図書館が読書拠点(サービスポイント)の拡大を図り、分館、配本所の設置や、移動図書館、巡回文庫などの活動を行いつつあるが、青年会文庫・図書館の再評価を抜きにして、図書館網の整備計画は成立しないであろう。

本稿では浦里村と別所村の青年会文庫・図書館の実態を明らかにし、公共図書館の今日的課題を考察するための一助としたいと思う。

(注)1 文庫・図書館と併記したのは、当時は文庫あるいは図書館の両方の名称が不統一なまま使用されていたからである。

III. 浦里図書館

(1)

青年会図書館を統合

長野県小県郡浦里村（現上田市）の青年会が、図書館の建設計画を発表したのは大正12年であった。当時この村の人口は約4700人で、当郷、越戸、仁古田、岡、浦野の5村落があり、浦里青年会（会員285名）の経営する図書館が各村落にあった。

しかし「驚く可き青年の知慾は之に満足せず遂に浦里図書館」の建設を計画し、その建設運動を展開することになったのである。建設の場所は浦里小学校附近とし、建設費は青年会の各部会基本金および本会基本金を支出し、不足額は村からの援助を仰ぐことにした。（「浦里村報」大正12年2月15日号。以下「村報」と略す）。

図書館建設の準備段階として、大正13年12月に、各村落の図書館を統一し、浦里小学校内に蔵書約7000冊を有する浦里図書館を設置した。

大正14年の青年会予算総額は1269円22銭であったが、図書館費として600円を計上している。内訳は次のとおりである。

備品費 80円、消耗品費 30円、通信費 2円、旅費 13円、図書購入費 250円、雑費 100円。

なお歳入として、図書館準備積立金繰入金、200円計上されている。

村民に図書の貸出を始めたのは大正14年1月10日で、青年会役員2名がこれにあたった。開館時間は毎日正午から午後4時までとし、休館は月曜日であった。

1月の開館日数は20日間であったが、延人数2700人が来館し、3951冊を借りている。これは村の人口に比して驚異的な利用率と言ってよい。分類別貸出冊数は下記のようになっている。

0門：叢書・随筆・雑誌・雑書 78冊

1門：宗教・哲学 95冊

2門：文学・語学 1415冊

3門：歴史・伝記・地誌・紀行 57冊

4門：法律・経済・社会・農村 452冊

5門：数学・理学・医学 482冊

6門：産業 351冊

7門：家事 538冊

8門：児童図書 480冊

早川文庫（洋書）： 1冊

管山文庫： 2冊

浦里図書館が開設されると、図書の寄贈や寄附金がよせられ、同年の3月には学校内の1室に閲覧室が設けられるなど図書館の充実が計られた。

村立図書館として経営

大正14年9月、図書館を「本村社会教育の中核となすべく」（「村報」大正14年10月10日号）、村とし次の館則が定められた。

浦里図書館々則

- 第1条 本館ハ汎ク図書雑誌類ヲ蒐集シ一般公衆ノ閲覧ニ供スルヲ以テ目的トス
- 第2条 本館ハ浦里図書館と称ス
当分の内浦里小学校内ニ附設ス
- 第3条 本館ニ左ノ役職員ヲ置ク
館長1名 村長トス
副館長2名 小学校長及青年会長
図書係若干 青年会幹部トス
- 第4条 館長ハ館務ヲ掌理シ副館長ハ館長ヲ補佐シ其職務ヲ代理ス、図書係ハ館長ノ命ヲ受ケテ館務ニ従事ス
- 第5条 本館ハ左ノ時限ヲ以テ開閉ス
1、定期開館ハ1、2、3、4、5、9、10、11、12月トシ開閉時間ハ正午ヨリ午後4時及夜間トス
2、随時開館ハ6、7、8月
（休館期間中随時貸出）
- 第6条 本館ノ定期開館中ノ毎月曜日及6、7、8月ノ農繁期トス
但シ事故アル時ハ臨時休館ス
- 第7条 閲覧人及持出借覧人ハ本館規定ノ規程ヲ遵守スヘシ
- 第8条 借覧人図書ヲ紛失又ハ汚損シタル時ハ之ヲ弁償セシムル事アルヘシ
- 第9条 本館ハ閲覧料ヲ徴セズ
- 第10条 公衆ノ閲覧ニ供スル目的ヲ以テ図書ヲ寄附又ハ委託セントスルモノハ目録ヲ添へ館長ニ申出承認ヲ受クヘシ
但シ委託図書ハ火災盗難等ノ不可抗力ニ

依り損失ヲ表ス事アルモ本館ハ其責ヲ負
ハズ

第11条 図書購入閲覧貸出其他ニ関スル細則ハ館
長之ヲ定ム

見られるように、館則第2条に「当分ノ内浦里
小学校ニ附設ス」とあることから図書館建物は将
来独立のものを予定していたことがわかる。

管理・運営の形態は、第3条で村当局、小学校・
青年会の三者の協力となっており、専任の村職員
を置いていない。

開館時間と休館期間は、農村の実情に応じて定
めているが、農繁期においても「随時貸出」の処
置がとられており、利用者に対する配慮がなされ
ている。

注目されるのは第九条の規定であり、「閲覧料ヲ
徴セス」としている。「持出借覧」について、料金
の規定がないので、浦里図書館は無料公開であ
ったといえよう、このことは先進的な経営として評
価されるべきである。当時の上田市立図書館は、
閲覧料は無料であったが、館外貸出（持出借覧）
は有料であった。

図書館建設を村民に訴える

大正15年3月、浦里青年会は『浦里図書館の建
設に付て』を「村報」（大正15年3月10日号）に発
表し、図書館建設運動に対する村民の協力を呼び
かけている。

それによれば、「吾々は一生、己れの人格向上と
社会の発達の為に常に修養を続けなければなら
ない—死ぬ時まで—それが吾々人間としての本
当の務め」であり、その「修養の為めには永久的
な教育、民衆的な教育の必要を感じる」としてい
る。

しかし「義務教育の如きは僅か六ヶ年で有って
生涯的教育の立場から見れば其一部分に過ぎ」
ないのであり、「生涯的教育を完全ならしむる重大
なる機関は図書館である」と主張している。

そして次のように村民の経済的援助を求めてい
る。「図書館教育の必要を痛感するの今日、我村に
も之が建設の機運は来て会員も挙げて其実現の早
からん事を熱望するのであるが、然し本会の徴力
は到底独力で之が完成を期する事は出来ず、又地

方費膨脹の今日、村費に依る建設も如何と思はれ
るのである。

で、吾々は只村民各位の義心に訴へて、其尊き
芳志に依り之が実現を期し、建設の暁は誠心誠意
之が向上発達に献身的努力を惜まないものである」

この2か月後に寄附金は順調に集まり、「遠から
ず予定の額に達する」（「村報」大正15年5月10日
号）というところまで村民の協力が得られた。そ
して大正15年度中に着工が予定されていたが、そ
の年の大旱害と秋蚕の違蚕により、村当局が寄附
者の出金を遠慮し工事も延期された。

(2)

図書館の建設

昭和2年には霜害、繭価の暴落、秋蚕の違蚕な
どが続き建設が危ぶまれたが、「適当なる土地建物
の売却するものがあり、青年会幹部も断然意を決
し設立する議を進め不肖（山下村長）も亦之れに
賛成し（中略）村民諸君の理解により予想以上の
御出金を願ひ」（「浦里図書館完成に付て」山下喜
平次村長。『村報』昭和2年12月10日号）、図書館
が完成した。

図書館の建物は新築ではなく、買収した建物の
内部を改造したものであったが、ここによりやく
独立の建物を有する村立図書館（現浦里保育園の
場所）が実現したのであった。昭和3年1月20日
現在の収支決算は次のとおりである。

(歳入)

青年会出支金	1957円33銭
特志寄附金	1325円71銭
建物売却代	628円70銭
借入金	300円00銭
合計	4211円74銭

(歳出)

建物購入代	1700円00銭
改造費	673円22銭
設備費	112円49銭5厘
消耗品	4円89銭5厘
起工費	10円90銭
雑費	30円45銭
借入金利息	1円62銭
臨時点燈費	2円50銭
合計	3936円08銭

(未収入金)	
家屋売買代	174円50銭
寄附金	2146円14銭

(未払金)	
土地代未払金	1400円
借入金	300円

新図書館の管理と運営

昭和3年1月から新しい図書館で貸出業務が開始されたが、「閲覧者心得」が下記のように示されている。(「村報」昭和3年2月1日号)。

- 1、図書は極めて鄭重に取扱ふべし
- 1、図書借用者は必ず風呂敷を持参すべし
- 1、図書貸与期日は7日間とす
但し時期により多少変更することあるべし
- 1、貸与冊数は1人1冊とす
- 1、辞書、目録、貴重図書其他館内閲覧に支障を生ずる図書は帯出を許さず
- 1、返済日を厳守すべし
- 1、貸出時間以外は絶対に貸出せず
- 1、図書を紛失の場合は必ず届出すべし

この「心得」は、館則第11条による館長の定めたる「細則」であろうか。図書を借りる時は「必ず風呂敷を持参」しなければならないというのは極めてきびしい図書管理である。

このような「心得」を「村報」で一般に徹底しなければならなかった背景には、図書館利用に際しての村民のマナーに未熟な点があったからかもしれない。

しかし、「貸出時間以外は絶対に貸出せず」とことわらなければならないのは、貸出時間以外に村民が図書を求めることが、少なくなかったからであろう。それはマナーとは別のことがらと考へなくてはならないと思う。

いずれにせよ、この「心得」は図書の管理に重点がおかれており、図書館の利用指導が強化されていると言ってよいであろう。

なお、昭和3年度の浦里村予算書によれば、図書館費に係る歳入は県費補助金100円、指定寄附金450円で、合計550円である。

歳出は図書館費600円であるから、村の一般財源

からの支出は50円であった。ちなみに、この年度の村予算総額は45,574円である。

村立図書館となっても、図書館費は青年会が経営していた当時と変わらず、しかもこの額はその後とも変わらず、昭和12年度には500円に減額されている。同年度の村予算総額も42,545円と縮少している。

昭和7年3月に「浦里図書館図書目録」(活版・40頁)を発行し、青年会、処女会の全会員(391人)に配布した。

この「目録」によれば、蔵書は3000余冊であるが、掲載されている冊数は約2000冊である。大正12年には約7000冊を所蔵していたとされているから、この間に図書の廃棄、あるいは汚破損による別置保管の処置がとられてきたものと推定される。

「目録」に見る蔵書構成は次のようになっている。

0門(一般書類)	85冊
1門(宗教)	40冊
2門(哲学・教育)	146冊
3門(文学・語学)	791冊
4門(美術・音楽・演劇・娯楽・運動)	66冊
5門(法制・政治・経済・財政・統計・社会・家庭)	410冊
6門(歴史・伝記・地誌)	166冊
7門(理学・医学)	93冊
8門(工学・軍事)	23冊
9門(産業・交通)	242冊

3門の文学・語学が最も多いのは、この部門の利用率が高いことの反映であるが、5門、9門などの蔵書も比較的多く貸出されており、全体として、村民の利用傾向にそった構成となっている。

参考までに昭和9年1月から3月までの閲覧者数を図書の分類別に見ると下記のようになっている。

()内は人数。

0門(25)	1門(7)	2門(92)
3門(1,016)	4門(2)	5門(147)
6門(125)	7門(27)	8門(25)
9門(59)		

この『目録』には「本館案内」が記されており昭和7年当時の図書館の様子を知ることができる。

それによると、図書の閲覧は「館内館外共無料閲覧自由」であり、図書の貸出冊数は「1回に3冊以内」となっている。

先の「閲覧者心得」には「1人1冊」となっているので変更が行われたのであろう。来館した人が1回に何冊の本を借りることができるかということは、図書館サービスのあり方を見るうえで重要なことである。

しかし、貸出期限は「1週間」と変わっていないが「特別貸出」の方法があり、「図書ノ制限以上ノ冊数若シクハ所定ノ期間以上借要アル者ニ対シテハ特別貸出ヲモナス」としている。

また「継続」の処置もあり「所定ノ日限ヲ尽キタ場合モ帯出票ノ書替ヲ得バ後一週間限リノ借入継続ヲ得」となっている。

開館日時については次のように定められているが、これは農村における生活時間を考慮したものであろう。

1月～3月。水曜日・土曜日。午後1時～8時
4月～5月。土曜日。午後7時～9時
6月～9月。5日・20日。午後8時～9時
10月～12月。水曜日・土曜日。午後7時～9時。

1月から3月までの農閑期には1週に2日間、開館し、その時間も1日に7時間と1年を通して最も長い。農村の読書はこの時期に集中しているのである。

昭和9年の1月から3月までの図書館利用者は男性1331人、女性285人で、1か月平均は約538人である。

同年の4月から9月の農繁期では、男性646人、女性53人と減少するが、男性に比して、女性の減少がいちぢるしい。この期間の1か月平均は116人である。

(3)

選奨記念文庫を設置

昭和8年2月11日、浦里図書館は文部省より、「其館ノ経営宜シキヲ得逐年成績見ルベキモノアリ」として「選奨」された。

このことにふれて『村報』は次のように述べている。「此の機会に更らに内容の充実を計り、堅実なる農村独特の図書館たらしめ、益々其の機能を発揮して、青年男女並に、一般村民の人格の向上と、知能の啓発を計ることこそ、現社会に処して極めて肝要とする処である(中略)。その経営に就ては、慎重なる考慮と特に村人と密接な関係を保ち、協力一致して、図書館を中心として全村に亘り、一大文化運動を起し、更生浦里村の建設を念願するものである」(昭和8年2月25日号)

ここで注目されるのは、図書館を「堅実なる農村独特の図書館たらしめ」ようとしている点である。山浦国久『更生村浦里を語る』(昭和13年。信濃毎日新聞社)によれば、昭和5年の農業恐慌をむかえた浦里村では農民組合の活動が活発化し、反戦演説、資本主義打倒演説会などが開催され、また「図書館の書物をすべて思想物にした」という。

このような中で、村長は「男女青年会幹部を絶えず役場に召集して、共産思想の非なるを説き、図書館の購入書籍の選択等にも指示したのであるが、思想的興奮状態の青年はこれに耳をかさず、益々反抗的態勢を示すもの多く、まことに憂ふべき状態であった」とされている。

つまり村立浦里図書館は、昭和5年頃から、思想的に左傾していると村当局は見ていたのであった。時の斎藤内閣が農山村の経済更生運動を提唱したのは昭和7年であったが、浦里村においても経済改善委員会が発足し、翌年には更生計画がつくられている。

山浦の著書が発行された昭和13年は、まだ更生途上ではあったが、「山もなく、土地も少く、水もない養蚕地帯の借金が多い村が、如何にしてかくも更生し得たのであろうか」と山浦を驚かせたほど、更生計画は成功しつつあった。

このような浦里村の歴史的背景の中で、先の「堅実なる農村独特の図書館たらしめ」ようとする志向は、おのずから理解されるであろう。

「その経営に就ては、慎重なる考慮と特に村人と密接な関係を保ち」という表現も、思想的に村民から遊離している急進的青年達が関与する図書館に対する村当局の批判と見てよいと思う。図書

館も「更生浦里村の建設」に役立つことを「念願」しているのである。

文部省の選奨を記念し、昭和8年11月に選奨記念文庫が設置された。これは図書館長の発案によるものであり、「農村に対して生活条件に適応すべき」（「村報」昭和9年1月1日号）文庫であった。文庫の図書は60余冊で、そのほとんどが農業経営のための実用書で占められている。

県立長野図書館による農村図書館の指導

昭和8年6月30日、図書館令が改正され、中央図書館制度が設けられた。図書館令第10条によれば「地方長官ハ管内ニ於ケル図書館ヲ指導シ其ノ聯絡統一ヲ図リ之ガ機能ヲ全カラシムル為文部大臣ノ認可ヲ受ケ公立図書館中ノ一館ヲ中央図書館ニ指定スベシ 中央図書館ノ職能ニ関シ必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム」とある。

長野県では県立長野図書館が中央図書館に指定されたが、県立長野図書館では『農村図書館経営の手引』（昭和9年3月刊）を発行し、次のように中央図書館について述べている。

「今迄各地各種の図書館が勝手に活動して居たのを中央図書館を設けてその指導連絡の機関とした事であります。即ち図書館に対して遅滞ながらも組織を附与した事があります。地方農村図書館は遠慮無く中央図書館に対して各種の相談を持たむよし、図書の貸出しを申込むよし」。

『農村図書館経営の手引』は、中央図書館としての県立長野図書館が、農村図書館の実務について詳細に指導しているものであるが、その中に当時の農村図書館の実情が記されており、浦里図書館の本県におけるレベルを知ることができる。

まず図書館の建物であるが、「農村図書館の大部分はその土地の小学校内或は青年会館内に附設してあります」と報告されている。浦里図書館は独立の建物を有しており、県下では施設の面で他村より進んでいたことがわかる。

図書館費については「県内三百二の図書館のうち経費千円以上を有するものは僅々十館であります。他は何れも数百円以下数拾円と云ふのが占めて居ります。県立及び松本、上田両館を除いたものの平均は年額総経費参百五円であります（昭和六年四月現在）。然も百六十二館は何れも百円以

下と云ふみじめな予算でやって居ります」と述べられている。浦里図書館費は年額600円であるから平均の約2倍の予算となり、この面でも県下では先進館とってよいであろう。

中央図書館の指導の中で、とくに注目されるのは、図書の選択についてである。農村図書館は「農業の書物」を選択し、読者に青年が多いからと言って「青年向の書物ばかりを集める事も考えねばなりません。村の図書館は村民全体のものでありまして、青年の独占に任すべきものではありません」としている。

つまり地域の特性を考慮して蔵書を構成し、村民が誰でも利用できるように広く図書を選ぶ必要があることを指適しており、この点については原則的に正しいと言える。

しかし次の意見は中央図書館による思想統制と見てよいであろう。「書物の発行は内務省で逐一検閲をして居りますから、発売されてゐるものはどの書物を購入しても差支無いと云ふ考へを持ってゐる人もある様であります。これは甚だ憂ふべき考へ方であつて、発売されてゐる書物の中にも非常にいかがわしい物があるのであります。（中略）殊に危険なる思想を小説等に盛ったものも多いのでありまして、青年男女はこれ等によつていつの間にか感染させられると云ふ事もあるのであります」

そこで読書指導の必要性が強調されることになる。「読書の効能に心酔して書物を頭から信ずる事は大いに警戒せねばなりません。殊に青少年の如き思想未だ固まらず、経験乏しき者にあつては注意を怠つてはなりません。ここに於て選書の必要も起り読書指導の必要もあるのであります」

このような中央図書館の指導が、浦里図書館の管理・運営に直接どのようにあらわれたかは、現在のところ不明である。

輪読会（読書会）の奨励

長野県社会教育課は『男女青年団経営の参考』を昭和11年5月に発行したが、その中で「読書会の開き方」について次のように述べている。

「青年生活の充実は読書によることが大切である。図書館の普及、全国に冠たる長野県も、実は最近、青年があまり読書しなくなつたと、言はれ

ているが、男女青年団の支部等で、次の様な方法によって輪読会を開らくなれば、読書の機会を発見し、読書の訓練をなすには最良の方法であろう。先づ輪を作って座る。人員は二十人位が丁度いいが五十人位迄はよい。会場は公会堂、クラブ、小学校、有志の座敷どこでもよい。司会者は、幹部でもよく、交互に団員がやってもよく、学校の先生にやって貰ってもよい。はじめ、静座、ついで朗読。それから輪読。司会者が予め輪読すべきものを定めておいて、順次に一節ずつ読みまはしてもよく、それぞれ持参したものを一節ずつ読むもよい。あまり一人で長くないこと。その読んだ中から問題を拾ひ、それを中心に研究討議する。それから簡単な、体操、音楽、及懇談。この時先生や村の先輩などの話を聞くも面白い。このごろ県下に「信州青年」の読書会が盛になったが、これもさういう方法を取るがよい。大日本聯合青年団発行の「青年」「青年カード」、大日本聯合女子青年団発行の「女性往来」「処女の友」「家庭」などもよからうし、「家の光」その他農村向のものもよい。勿論相当難解なものもよからうと思ふ。それから各自最近に読んだものを持ちよって話すこと、批評することもかういう機会にするがよい(後略)

輪読会については、県立長野図書館が発行した『町村図書館の新経営』(昭和14年)にも「読書の習慣と興味とを養う為に輪読会を奨励したい。此処二、三年大日本青年団は雑誌『青年』を以て輪読会の定本として之を盛に奨励してゐる。結構な事である」と記されている。

このように輪読会は主として青年団員に対して奨励され、その目的は「読書の機会を発見し」「読書の習慣と興味を養う為」とされた。しかし、輪読する図書として大日本聯合青年団の機関誌『青年』などが具体的にあげられており、事実その雑誌が多くとりあげられ「定本」となっていることはその「研究討議」の内容も限定されていくことが明らかであったといえよう。

浦里村においては、昭和14年4月に各村落で輪読会が行なわれている(「村報」昭和14年6月10日号)。

仁古田・4月13日夜、雑誌「青年」4月号の輪読会を処女会と開催。

- 岡 ・4月12日夜、処女会と合同で雑誌「青年」の初めての輪読会。出席者多数にして10時半に閉会。
- 浦野 ・4月14日夜8時より、会歌合唱、雑誌「青年」5月号の輪読会。10時半閉会。
- 越戸 ・4月12日、午後7時半より処女会と合同で輪読会。〈大変読む所が有り、又娯楽的な事もあり非常に得る所があった〉。茶菓後10時半閉会。
- 当郷 ・4月10日夜、処女会と合同で、雑誌「青年」5月号の輪読会。

浦里村のすべての村落で輪読会が行なわれているが、どの会も同じように雑誌「青年」を読み、日時も4月10日から14日の夜間に集中している。このことから青年たちの自発的な輪読会というよりも、青年会の統一的な行事としてそれが催されていると見てよいであろう。

IV 別所文庫

小県郡別所村(現上田市)の青年会は、大正2年の役員会で通俗図書館の設立を研究課題としている。その後、御即位記念事業として大正4年8月に別所文庫が設置された。

昭和2年には図書数1199冊、開館は180日、閲覧人員1242人、経費は200円となっている。当時の別所村の人口は1485人、青年会員は65人であり、青年団の経費は608円であった。

文庫は別所小学校に常設されていたが、青年会の役員が、農閑期には青年会場に蔵書の1部を運び貸出しを行なっている。

昭和2年度の10月から2月までには23回の貸出しを行ない355冊(1回平均約16冊)を貸出している。その内訳は、文学255冊、歴史53冊、教育20冊、法経17冊、その他10冊である。

図書の購入方法は係の者が上田の書店に行き、適当と思われる本を借りてきて、それを文庫役員と、青年会役員の代表者によって選定し購入している。

【別所時報】昭和6年9月10日号には、「図書館を青年会の手に戻せ」という無署名の主張が見られる。その要旨は次のようなものである。

「最近の図書購入の状態、その選択方法等は甚

だ形式的な、不合理な状態であると思ふ。(図書費の) 用途を如何に割振るかを最初に考へねばならぬ」

つまり分類別に予算をきめるべきだとしているのである。また文庫委員については「既に読書慾の消えた人たちが、その全権を握って」いるが、そのような人々に図書の購入をゆだねることはできないとし、さらに文庫委員の「幾人が年に幾度図書館を訪れているか」と不満を表明している。

文庫委員会の構成が明らかでなく、それと青年会役員との関係も不明であるが、青年会が発行する「時報」での主張であることからみて、文庫委員に対立する青年会役員の不満であると考えられる。そして次のような提案がなされている。「図書館の経営を続けたいと希望する新たな委員は(中略)それぞれ専門的に興味を持つ人をその部数(分類の意味=平野)の委員とする事」

昭和11年には北向観世音境内の事務所を借りていた別所文庫を、青年会場に設置するとともに図書の購入は利用者の希望の中から、「購入資金の範囲において委員長にて取捨選択し、その購入を決定する」(時報)昭和11年2月5日号)ことになった。

この当時の「文庫貸出規定」は次のようになっている。

図書貸出の日・ 10月より翌年4月までは、毎月5日と10日

5月より8月までは、毎月15日と30日

貸出期間・ 15日間

貸出冊数・ 2冊以内

貸出時間・ 午後7時30分より9時30分まで

別所文庫は昭和25年1月に公民館が設置されたことにより、公民館図書室にその蔵書を移すことになった。

おわりに

公共図書館の歴史を明らかにするための資料は極めて少ない。しかし、調査をすすめることにより、死蔵されている資料が発見される可能性はあるのではないかと思う。

今後の資料発掘調査でとくに必要なことは、図書館利用者に関する資料の収集である。民衆がどのような目的で図書館に行き、なにを読み、学んだかという記録は極めて少ない。

また読書から得たものは何か、図書館に求めたものは何かということも資料によって明確にしていかなければならない。

そのためには、地域の人々の中から図書館について語ることのできる人を発見し、彼等の語ることを記録していく作業が必要となる。言うまでもなく、そのことは図書館という視点から地域の歴史を見ていく作業でもある。